【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【届出者の名称】	日本電気株式会社
【届出者の所在地】	東京都港区芝五丁目７番１号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目７番１号
【電話番号】	(03)3454-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	法務BP統括部ディレクター　鳥居　綾乃
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本電気株式会社 （東京都港区芝五丁目７番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注２）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注３）　本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成６年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注４）　本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注５）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注６）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注７）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注８）　本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第１【公開買付要項】

１【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

２【買付け等の目的】

当社は、資本効率を重視した事業運営を行うとともに、充実した財務基盤のもとで成長領域への積極的な投資を実行することが長期的な企業価値の創出につながると考えています。そのうえで、株主還元については、各期の利益状況や資金需要等を踏まえた「安定的増配と機動的な自社株買い」を基本方針としております。このうち自己株式の取得については、機動的な実施を可能とするため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めており、過去５年間において、当社は、当該定款規定に基づき、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法により、以下のとおり、当社普通株式に係る自己株式の取得を行っております。

公表日 （取締役会決議日）	取得期間	累計取得株式数 （注１）	累計取得価額の総額
2022年８月29日	2022年８月30日から2022年12月８日	6,187,500株 （30,937,500株）	29,999,739,000円
2026年２月９日	2026年２月10日から2026年３月24日	6,800,000株	27,292,828,300円

（注１）当社は、2025年４月１日付で普通株式１株を５株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行っております。上表「累計取得株式数」における括弧内の数値は、本株式分割の効果を反映した数値です。

また、2020年６月25日付「第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」で公表したとおり、当社は、革新的光・無線技術を活用したICT製品（小型光集積回路及びこれを組み込んだ情報通信機器、O-RAN（注２）仕様に準拠した製品並びにNTT株式会社（以下「NTT」といいます。）が掲げるIOWN構想（注３）の実現に資する光・無線デバイス等をいいます。）の共同研究開発及びグローバル展開を目的として、NTTとの間での資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結の上、2020年７月10日付で、第三者割当ての方法により同社に対して合計で13,023,600株の当社普通株式（2020年３月31日現在の発行済株式総数260,473,263株に対して5.00%の割合（小数点以下第三位を四捨五入））（注４）を割り当てており、2026年９月30日現在において、NTTは、当社の第３位の株主となっております。

（注２）O-RAN（Open Radio Access Network）とは、5Gをはじめとする無線アクセスネットワークを、より拡張性が高く、よりオープンでインテリジェントにするための仕様をいいます。

（注３）IOWN（Innovative Optical and Wireless Network）構想とは、あらゆる情報を基に個と全体との最適化を図り、多様性を受容できる豊かな社会を創るため、光を中心とした革新的技術を活用し、これまでのインフラの限界を超えた高速大容量通信並びに膨大な計算リソース等を提供可能な、端末を含むネットワーク・情報処理基盤の構想です。

（注４）本株式分割により、NTTが所有する当社普通株式は65,118,000株（所有割合（注５）：4.90%）となっております。

（注５）「所有割合」とは、当社が2026年10月29日に提出した2027年３月期半期報告書（以下「本半期報告書」といいます。）に記載の2026年９月30日現在の当社の発行済株式総数（1,364,249,315株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（34,494,151株）を控除した株式数（1,329,755,164株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

上記資本業務提携の実施後、当社とNTTとの間では本資本業務提携契約に基づく業務提携を推進しておりましたが、その一方で、AIの急速な進展による産業・社会の構造的変革が生じる等、両社の置かれた事業環境や事業戦略の変化等も踏まえて、資本業務提携関係のあり方について議論を継続しておりました。かかる議論の中で、2024年末頃には、当社は、NTTより、同社のキャピタルアロケーション方針の見直しを進めるなかで、中期的視点では所有する当社普通株式の売却意向を有していること、また、当該売却後も本資本業務提携契約に基づく業務提携関係は従来通り継続する意向であることを確認しておりました。その後、2026年９月９日に実施したNTTとの会合において、当社より、NTTが所有する当社普通株式の全てを対象とした売却取引を実施すること、具体的な売却方法としては、双方の誠実協議を前提として、証券会社を介した市場外での主として海外を中心とする機関投資家向けの株式売却（以下「本販売」といいます。）と当社による自己株式取得を組み合わせる方法を提案したところ、NTTより当該提案について了承を得て、具体的・詳細な検討に入ることを合意しました。当社としては、NTTによる株式売却は、あくまで同社との資本業務提携関係の見直しであり、当社株主の利益にも適うものであるべきとの考えから、自己株式取得については市場価格からのディスカウントを前提とした公開買付けの手法で行うことが適切であると判断しました。公開買付けという手法を実施することにより、短期的視点では、NTTが所有する当社普通株式が市場売却された場合に生じる可能性

がある当社普通株式の流動性及び市場株価への相当な悪影響が回避できるとともに、中長期的視点では、当社の財務健全性に悪影響が生じない範囲で、かかる当社普通株式の一部を自己株式として当社が取得することにより、取得条件次第では当社の１株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主への利益還元にも繋がるため、株主還元方針とも整合する望ましい施策となると考えました。さらに、公開買付けを採用することで、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、NTT以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保することができると判断しました。一方、当社の財務健全性の観点から、NTTが所有する当社普通株式の全てを当社が自己株式として取得するのではなく、当社普通株式の流動性や市場株価への影響を最小限に抑制し、かつ自己株式取得と同時に実行でき、さらには短期間での実行が可能な本販売を自己株式の公開買付けと組み合わせる方法がより妥当性が高いと判断しました。さらに、当社は、本販売と自己株式の公開買付けの適切な条件決定を実現する観点から、両取引は同時に対外公表した上で、まず本販売を先行して実施し、本販売の完了後速やかに本公開買付けを開始することが適切であると考え、また、本販売の具体的な手法は、短期間で機動的な売却を実施する観点から、オーバーナイトでの条件決定を前提に主に海外機関投資家へ販売する方法が本件に適していると考えたことから、NTTに対しては、かかる想定についても説明し、了承を得ました（以下、本販売と本公開買付けをあわせて「本取引」といいます。）。

これを受けて、当社及びNTTは、本販売のブックランナーとしてゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「GS」といいます。）を起用することとし、本取引の具体化に向けた協議を継続した結果、2026年10月上旬には、本取引の実施手順等について、大要、以下のとおりに実施することについて共通認識を持つに至りました。

＜本取引の概要＞

① 本取引（本販売及び本公開買付け）の実施を同日に同時公表する（当該公表日を以下「本取引公表日」といいます。）。
② 本販売の条件決定は、上記①の対外公表後、本取引公表日又はその翌日中に完了させる。
③ 本販売の受渡日は、本取引公表日の３営業日後の日とする。
④ 当社は本販売の受渡日の翌営業日（以下「本公開買付開始日」といいます。）から本公開買付けを開始する。

その後、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の具体的な水準についても検討しました。その結果、上場会社が実施する自己株式の公開買付けにおいては、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、対象株式の市場株価を基礎とした上で、公開買付けに応募せず対象株式を引き続き所有する少数株主の利益を保護する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが一般的となっていることを踏まえて、本公開買付けにおいても同様とすべきと考えました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価については、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減するべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でディスカウントした水準である必要があるため、直近の株価として、本取引公表日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を参照すべきと考えました。また、当該直近株価に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を高められると考えたことから、本取引公表日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値も参照することが合理的であると考えました。その上で、具体的なディスカウント率の検討に際して、近時の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、2022年１月１日以降に決議され、2026年９月30日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場株価対比でディスカウントを行った価格で実施された事例（以下「参考事例」といいます。）108件を確認したところ、ディスカウント率を10%程度（９%超～10%）に設定している事例が88件と最多である一方で、10%超とした事例も14件存在し、約30%のディスカウント率を設定する事例も存在するなど、各事例における具体的な事情を踏まえて、10%より高い水準のディスカウント率を設定する余地があることが確認されました。そこで、当社は、このような参考事例における傾向を参考にしつつ、株主への利益還元という観点からは可能な限り高い水準のディスカウント率を追求すべきとの考慮のもと、2020年７月10日付でNTTに対して行った第三者割当てにおける発行価額（処分価額）（990円）（実際の処分価額（4,950円）に本株式分割の効果を反映した数値です。）と比較して直近の当社普通株式の株価が大幅に上昇している点も踏まえれば、10%よりも高い水準のディスカウント率の設定を求めることには合理性があると考えました。また、本公開買付けを通じたNTTによる当社普通株式の売却の確実性の確保という観点からは、当社普通株式の市場株価には一定のボラティリティが見られることを踏まえると、上記のとおり、公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を合理的に低減できる水準のディスカウント率を設定する必要性があると考えました。そこで、NTTに対して、本取引公表日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対するディスカウント率は、AIに関する構造的課題への懸念が市場株価のボラティリティに反映され始めた時期を含む期間として過去１年間の当社普通株式のボラティリティを参照し22.7%とするよう要請することとしました。他方で、本取引公表日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対するディスカウント率は、平均株価を採用すること自体が株価の一時的変動影響やボラティリティを考慮したものであるという考えのもと、本取引公表日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対するディスカウント率よりも低い水準とすることは合理性があると考える一方、上記のとおり、2020年７月10日付でNTTに対して行った第三者割当てにおける発行価額

と比較して直近の当社普通株式の株価が大幅に上昇している点を踏まえると、22.7%を下回るものの、それと比較的近い水準として17%とするよう要請することとしました。また、NTTが所有する当社普通株式のうち本公開買付けへ応募する株式数と本販売を通じて売却する株式数の内訳については、本取引を通じたNTTによる株式売却は、単なる政策保有株式の売却ではなく、同社との資本業務提携関係の見直しであり、当社株主の利益にも適うものであるべきとの観点から本取引による当社普通株式の流動性及び市場株価への悪影響を回避する必要性があることなども踏まえて、その半分は本公開買付けへ応募していただくのが望ましいと考えました。

かかる検討を経て、当社は、2026年11月２日、NTTに対し、本公開買付価格については、本取引公表日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して22.7%のディスカウントを行った価格及び同日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して17%のディスカウントを行った価格のうち、いずれか低い価格としたい旨を伝達したところ、NTTより、同日、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の株価及びディスカウント率いずれについても受け入れ可能であるとの回答を得ました。また、同日、当社は、NTTが所有する当社普通株式のうち本公開買付けへ応募する株式数と本販売を通じて売却する株式数の内訳について、上記のとおり、NTTが所有する当社普通株式の半分は本公開買付けへ応募していただきたい旨を提案した上で、NTTと協議いたしました。その結果、NTTが所有する当社普通株式65,118,000株（所有割合：4.90%）の半分である32,559,000株（所有割合：2.45%）を本公開買付けへ応募する株式数（以下「応募意向株式」といいます。）とし、残りの半分である32,559,000株（所有割合：2.45%）を本販売を通じて売却する株式数とすることで合意に至りました。

以上の社内検討及びNTTとの協議を経て、当社は、2026年11月９日付の取締役会決議及び代表執行役決定において、(ⅰ)会社法第459条第１項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと並びに、(ⅱ)その具体的な方法として、本前提条件（注６）の全てが充足又は放棄されていることを条件に、本公開買付開始日を2026年11月13日、本公開買付価格については、本取引公表日である2026年11月９日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,479円に22.7%のディスカウント率を適用した価格が3,462円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）、また、本取引公表日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値4,545円（円未満を四捨五入。以下、当社普通株式の終値の単純平均値の計算において同じとします。）に17%のディスカウント率を適用した価格が3,772円であったことから、そのうちより低い価格である3,462円とし、買付予定数を応募意向株式の株数と同数（32,559,000株（所有割合：2.45%））として本公開買付けを実施する旨を決定し、同日、本取引の実施について対外公表いたしました。

（注６）「本前提条件」とは、①当社とNTTとの間で、2026年11月９日付で締結された、当社が本公開買付けを開始した場合にはNTTが応募意向株式を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）に規定するNTTの表明及び保証（注７）が重要な点において真実かつ正確であること、②NTTが本応募契約に規定する義務（注８）に重要な点において違反していないこと（但し、（注８）記載の②、③及び④の義務については、いずれの点においても違反していないこと）、③本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨の司法・行政機関その他の権限ある機関に対して提起された申立て、訴訟又は手続きも係属しておらず、かつ、本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと、④当社に関する法第166条第２項に定める業務等に関する重要事実又は当社の発行する株式に関する法第167条第２項に定める公開買付け等の事実であって法に規定される方法により公表されていない事実が存在しないこと並びに⑤当社、NTT及びGS間で、NTTが保有する当社の普通株式のうち32,559,000株を売却することを内容とする株式買取契約証書（以下「本株式買取契約」といいます。）が適法かつ有効に締結され、かつ、適法かつ有効に存続していること、並びに、本株式買取契約に基づき当社の普通株式32,559,000株の全部についてNTTからGSに対する受渡しが適法かつ有効に完了していることをいいます。以下同じです。

（注７）本応募契約において、NTTは、当社に対し、①設立及び存続、②本応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦株式の保有、⑧反社会的勢力及び⑨未公表の重要事実の不存在について表明及び保証を行っております。

（注８）本応募契約において、NTTは、大要、①本公開買付けへの応募義務（注９）、②第三者との間で、本公開買付けと抵触し若しくは本公開買付けの実行を困難にする契約その他の合意を行わず、かつ、直接又は間接に、第三者に対して、当該合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を行わない義務、③第三者から、直接又は間接に、当社が発行する株券等に対する公開買付けその他の買付行為の提案を受けた場合の当社への通知義務、④応募意向株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行わない義務、⑤表明及び保証違反等の場合の通知義務、⑥本応募契約に定める義務違反又は表明及び保証違反に係る損害賠償義務、⑦秘密保持義務、⑧本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務並びに⑨誠実協議義務を負っております。

（注９）本応募契約において、NTTによる本公開買付けへの応募義務の前提条件として、①本応募契約に規定する当社の表明及び保証（注10）が重要な点において真実かつ正確であること、②当社が本応募契約に規定する義務（注11）に重要な点において違反していないこと、③本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨の司法・行政機関その他の権限ある機関に対して提起された申立て、訴訟又は手続きも係属しておらず、かつ、本公開買付け又は本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・

行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと、④本株式買取契約が適法かつ有効に締結され、かつ、適法かつ有効に存続していること、並びに、本株式買取契約に基づき当社の普通株式32,559,000株の全部についてNTTからGSに対する受渡しが適法かつ有効に完了していること並びに⑤当社に関する法第166条第２項に定める業務等に関する重要事実であって法に規定される方法により公表されていない事実が存在しないことが規定されております。

（注10）本応募契約において、当社は、NTTに対し、①設立及び存続、②本応募契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力及び⑧未公表の重要事実の不存在について表明及び保証を行っております。

（注11）本応募契約において、当社は、大要、①本公開買付けの開始義務、②表明及び保証違反等の場合の通知義務、③本応募契約に定める義務違反又は表明及び保証違反に係る損害賠償義務、④秘密保持義務、⑤本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務並びに⑥誠実協議義務を負っております。

そして、2026年11月12日、当社は、本株式買取契約に基づき当社の普通株式32,559,000株の全部についてNTTからGSに対する受渡しが適法かつ有効に完了していることを含め本前提条件の全てが充足されていることを確認の上、2026年11月13日より本公開買付けを開始する旨を決定しました。

当社は、本公開買付けの実施の決定とあわせて、NTTとの間で、2026年11月９日付で、当社が本公開買付けを開始した場合にはNTTが応募意向株式を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しております。本応募契約においては、当社による本公開買付け開始の前提条件として本前提条件と同内容が規定されております（なお、本前提条件が満たされない場合でも、当社は自らの裁量により本公開買付けを開始することは可能です。）。また、当社とNTTは、本取引を通じてNTTがその所有する当社普通株式の全てを売却する方針であることを受けて、2026年11月９日付で本資本業務提携契約に係る変更契約を締結しており、資本提携に関連する合意を終了させることとしております。もっとも、当該変更契約の締結後も、当社とNTTとの間の業務提携関係は従前どおり継続させることを相互に確認しております。

なお、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（32,559,000株（所有割合：2.45%））を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなるため、その場合には、当社は応募意向株式のうちの一部を取得し、残りの応募意向株式は買い付けられないこととなります。当社は、NTTより、応募意向株式のうち本公開買付けにより買い付けられなかった部分の処分等の方針については、現時点で未定であり、今後の当社との継続協議の中で決定する旨の回答を受けております。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。この点、本半期報告書に記載の2026年９月30日現在における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物。以下、手元流動性の計算において同じとします。）は435,790百万円（手元流動性比率：1.5ヶ月）（注12）となっており、さらに今後の当社グループの事業から生み出されるキャッシュ・フロー（なお、2026年３月期の営業活動による連結キャッシュ・フローは438,463百万円です。）の積み上げも見込めることから、本公開買付けの買付資金（約112,741百万円）に充当した後も事業に必要な手元流動性は確保できるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

（注12）本半期報告書に記載された2026年９月30日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、2026年３月期の１か月当たりの連結売上収益（通期の連結売上収益を12で除した数）で除した値（小数点以下第二位を四捨五入）をいいます。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針は本書提出日現在において未定です。なお、当社は、2026年５月に策定した「2030中期経営計画」において、キャピタルアロケーション方針として、自己株式数が発行済株式数の５%を超えた場合には、原則として超過分の自己株式を消却することとしております。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

（1）【発行済株式の総数】

1,364,249,315株（2026年11月13日現在）

（2）【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
―	―	―

（3）【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	32,559,100	130,000,000,000

（注１） 取得する株式の総数の発行済株式総数に対する割合は、2.39%です（小数点以下第三位を四捨五入）。なお、取得する株式の総数の所有割合は、2.45%です。

（注２） 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得し得る株式の総数の上限株数です。

（注３） 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会において決議された取得し得る株式の総数は買付予定数に１単元（100株）を加算しております。

（注４） 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。なお、本公開買付けの終了をもって当該取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了する予定であり、取得価額の総額のうち本公開買付けに基づいて取得されなかった分について、別途、自己株式の取得を行う予定はありません。

（注５） 取得することができる期間は、2026年11月13日から2027年１月31日までです。

（4）【その他（―）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
―	―	―

（5）【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
―	―	―

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

（1）【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年11月13日（金曜日）から2026年12月14日（月曜日）まで（21営業日）
公告日	2026年11月13日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）

（２）【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	１株につき、金3,462円
算定の基礎	当社は、本公開買付価格の具体的な水準については、上場会社が実施する自己株式の公開買付けにおいては、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、対象株式の市場株価を基礎とした上で、公開買付けに応募せず対象株式を引き続き所有する少数株主の利益を保護する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが一般的となっていることを踏まえて、本公開買付けにおいても同様とすべきと考えました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価については、公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減するべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でディスカウントした水準である必要があるため、直近の株価として、本取引公表日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を参照すべきと考えました。また、当該直近株価に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を高められると考えたことから、本取引公表日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値も参照することが合理的であると考えました。その上で、具体的なディスカウント率の検討に際して、近時の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、参考事例108件を確認したところ、ディスカウント率を10%程度（９%超～10%）に設定している事例が88件と最多である一方で、10%超とした事例も14件存在し、約30%のディスカウント率を設定する事例も存在するなど、各事例における具体的な事情を踏まえて、10%より高い水準のディスカウント率を設定する余地があることが確認されました。そこで、当社は、このような参考事例における傾向を参考にしつつ、株主への利益還元という観点からは可能な限り高い水準のディスカウント率を追求すべきとの考慮のもと、2020年７月10日付でNTTに対して行った第三者割当てにおける発行価額（処分価額）（990円）（実際の処分価額（4,950円）に本株式分割の効果を反映した数値です。）と比較して直近の当社普通株式の株価が大幅に上昇している点も踏まえれば、10%よりも高い水準のディスカウント率の設定を求めることには合理性があると考えました。また、本公開買付けを通じたNTTによる当社普通株式の売却の確実性の確保という観点からは、当社普通株式の市場株価には一定のボラティリティが見られることを踏まえると、上記のとおり、公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を合理的に低減できる水準のディスカウント率を設定する必要性があると考えました。そこで、NTTに対して、本取引公表日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対するディスカウント率は、AIに関する構造的課題への懸念が市場株価のボラティリティに反映され始めた時期を含む期間として過去１年間の当社普通株式のボラティリティを参照し22.7%とするよう要請することとしました。他方で、本取引公表日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対するディスカウント率は、平均株価を採用すること自体が株価の一時的変動影響やボラティリティを考慮したものであるという考えのもと、本取引公表日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対するディスカウント率よりも低い水準とすることは合理性があると考える一方、上記のとおり、2020年７月10日付でNTTに対して行った第三者割当てにおける発行価額と比較して直近の当社普通株式の株価が大幅に上昇している点を踏まえると、22.7%を下回るものの、それと比較的近い水準として17%とするよう要請することとしました。また、NTTが所有する当社普通株式のうち本公開買付けへ応募する株式数と本販売を通じて売却する株式数の内訳については、本取引を通じたNTTによる株式売却は、単なる政策保有株式の売却ではなく、同社との資本業務提携関係の見直しであり、当社株主の利益にも適うものであるべきとの観点から本取引による当社普通株式の流動性及び市場株価への悪影響を回避する必要性があることなども踏まえて、その半分は本公開買付けへ応募していただくのが望ましいと考えました。

	かかる検討を経て、当社は、2026年11月２日、NTTに対し、本公開買付価格については、本取引公表日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して22.7%のディスカウントを行った価格及び同日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して17%のディスカウントを行った価格のうち、いずれか低い価格としたい旨を伝達したところ、NTTより、同日、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の株価及びディスカウント率いずれについても受け入れ可能であるとの回答を得ました。また、同日、当社は、NTTが所有する当社普通株式のうち本公開買付けへ応募する株式数と本販売を通じて売却する株式数の内訳について、上記のとおり、NTTが所有する当社普通株式の半分は本公開買付けへ応募していただきたい旨を提案した上で、NTTと協議いたしました。その結果、NTTが所有する当社普通株式65,118,000株（所有割合：4.90%）の半分である32,559,000株（所有割合：2.45%）を応募意向株式とし、残りの半分である32,559,000株（所有割合：2.45%）を本販売を通じて売却する株式数とすることで合意に至りました。 以上の社内検討及びNTTとの協議を経て、当社は、2026年11月９日付の取締役会決議及び代表執行役決定において、(ⅰ)会社法第459条第１項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと並びに、(ⅱ)その具体的な方法として、本前提条件の全てが充足又は放棄されていることを条件に、本公開買付開始日を2026年11月13日、本公開買付価格については、本取引公表日である2026年11月９日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,479円に22.7%のディスカウント率を適用した価格が3,462円、また、本取引公表日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値4,545円に17%のディスカウント率を適用した価格が3,772円であったことから、そのうちより低い価格である3,462円とし、買付予定数を応募意向株式の株数と同数（32,559,000株（所有割合：2.45%））として本公開買付けを実施する旨を決定し、同日、本取引の実施について対外公表いたしました。 そして、2026年11月12日、当社は、本株式買取契約に基づき当社の普通株式32,559,000株の全部についてNTTからGSに対する受渡しが適法かつ有効に完了していることを含め本前提条件の全てが充足されていることを確認の上、2026年11月13日より本公開買付けを開始する旨を決定しました。 なお、本公開買付価格である3,462円は、本取引公表日である2026年11月９日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,479円から22.71%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）、同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値5,095円から32.05%、同日までの過去３ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値4,901円から29.36%、同日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値4,545円から23.83%を、それぞれディスカウントした金額となります。また、本公開買付開始日の前営業日である2026年11月12日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,489円から22.88%をディスカウントした金額となります。

算定の経緯	上記「算定の基礎」記載の検討を踏まえ、当社は、2026年11月２日、NTTに対し、本公開買付価格については、本取引公表日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して22.7%のディスカウントを行った価格及び同日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して17%のディスカウントを行った価格のうち、いずれか低い価格としたい旨を伝達したところ、NTTより、同日、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の株価及びディスカウント率いずれについても受け入れ可能であるとの回答を得ました。 また、同日、当社は、NTTが所有する当社普通株式のうち本公開買付けへ応募する株式数と本販売を通じて売却する株式数の内訳について、上記のとおり、NTTが所有する当社普通株式の半分は本公開買付けへ応募していただきたい旨を提案した上で、NTTと協議いたしました。その結果、NTTが所有する当社普通株式65,118,000株（所有割合：4.90%）の半分である32,559,000株（所有割合：2.45%）を応募意向株式とし、残りの半分である32,559,000株（所有割合：2.45%）を本販売を通じて売却する株式数とすることで合意に至りました。 以上の社内検討及びNTTとの協議を経て、当社は、2026年11月９日付の取締役会決議及び代表執行役決定において、(ⅰ)会社法第459条第１項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと並びに、(ⅱ)その具体的な方法として、本前提条件の全てが充足又は放棄されていることを条件に、本公開買付開始日を2026年11月13日、本公開買付価格については、本取引公表日である2026年11月９日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値4,479円に22.7%のディスカウント率を適用した価格が3,462円、また、本取引公表日までの過去６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値4,545円に17%のディスカウント率を適用した価格が3,772円であったことから、そのうちより低い価格である3,462円とし、買付予定数を応募意向株式の株数と同数（32,559,000株（所有割合：2.45%））として本公開買付けを実施する旨を決定し、同日、本取引の実施について対外公表いたしました。 そして、2026年11月12日、当社は、本株式買取契約に基づき当社の普通株式32,559,000株の全部についてNTTからGSに対する受渡しが適法かつ有効に完了していることを含め本前提条件の全てが充足されていることを確認の上、2026年11月13日より本公開買付けを開始する旨を決定しました。

（３）【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	32,559,000（株）	―（株）	32,559,000（株）
合計	32,559,000（株）	―（株）	32,559,000（株）

（注１） 応募株券等の数の合計が買付予定数（32,559,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（32,559,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。

５【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

６【応募及び契約の解除の方法】

（１）【応募の方法】

① 公開買付代理人

大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。

③ 株券等の応募の受付に当たっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

④ 応募株主等は、応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注１）（注２）

⑤ 外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等については、後記「９　その他買付け等の条件及び方法」の「(７）その他」の①をご参照ください。

⑥ 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申しあげます。

（イ）個人株主の場合

（ⅰ）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税５%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税５%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第４条の６の２第38項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ⅱ）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が１株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の３分の１超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2026年12月14日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

⑦　応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

⑧　三井住友信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は三井住友信託銀行にお問い合わせください。（注３）

（注１）　本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任に当たっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、Ａ～Ｃいずれかの書類をご提出ください。（店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー（ただし、「住民票の写し」、「住民票の記載事項証明書」、「印鑑証明書」は原本）をご提出ください。）

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	・個人番号カード（表） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード（表）」に加えて、ａ又はｂのうち、いずれか１種類
B	通知カード	・ａのいずれか１種類、又はｂのうち２種類（ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で２種類とすることはできません。） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、ａ又はｂのうち、いずれか２種類（ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で２種類とすることはできません。）
C	個人番号の記載された住民票の写し又は住民票の記載事項証明書	・ａ又はｂのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の１種類

ａ　顔写真付の本人確認書類

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年２月４日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード

ｂ　顔写真のない本人確認書類

・発行から６ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

各種資格確認書、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合
下記、Ａ～Ｃの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 （名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・前記個人の場合の本人確認書類（ａのいずれか１種類、又はｂのうち２種類）

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。）

（注２）　取引関係書類の郵送について
本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注３）　特別口座からの振替手続
上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

（注４）　株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）
税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（２）【契約の解除の方法】
応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。
解除書面を受領する権限を有する者
大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
（その他の大和証券株式会社全国各支店）

（３）【上場株券等の返還方法】
上記「(２）契約の解除の方法」に記載する方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「８　決済の方法」の「(４）上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（４）【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

7【買付け等に要する資金】

（1）【買付け等に要する資金】

買付代金（円）(a)	112,719,258,000
買付手数料（円）(b)	20,000,000
その他（円）(c)	2,500,000
合計（円）(a)＋(b)＋(c)	112,741,758,000

（注１）　「買付代金（円）(a)」欄は、買付予定数（32,559,000株）に１株当たりの本公開買付価格（3,462円）を乗じた金額を記載しております。

（注２）　「買付手数料（円）(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

（注３）　「その他（円）(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

（注４）　その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

（注５）　上記金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

（2）【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	普通預金	160,962,273,113円
	計	160,962,273,113円

8【決済の方法】

（1）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

（2）【決済の開始日】

2027年１月７日（木曜日）

（3）【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注）　公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「６　応募及び契約の解除の方法」の「(１）応募の方法」の「⑥　公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について」をご参照ください。

（4）【上場株券等の返還方法】

後記「９　その他買付け等の条件及び方法」の「(１）法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第４項第２号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(２）公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われたときの公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

９【その他買付け等の条件及び方法】

（１）【法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第４項第２号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数（32,559,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（32,559,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に１単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単元（追加して１単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に１単元未満の株数の部分がある場合は当該１単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

（２）【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の11第１項ただし書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

（３）【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除の方法については、前記「６　応募及び契約の解除の方法」の「(２）契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「８　決済の方法」の「(４）上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

（４）【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の６第１項及び令第14条の３の８により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

（５）【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の８第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

（６）【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の３の４第６項及び第９条の４並びに府令第19条の２に規定する方法により公表します。

（７）【その他】

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社はNTTとの間で、2026年11月９日付で、当社が本公開買付けを開始した場合にはNTTが応募意向株式を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しております。詳細につきましては、上記「第１　公開買付要項」の「２　買付け等の目的」をご参照ください。

第２【公開買付者の状況】

１【発行者の概要】

（１）【発行者の沿革】

（２）【発行者の目的及び事業の内容】

（３）【資本金の額及び発行済株式の総数】

２【経理の状況】

（１）【貸借対照表】

（２）【損益計算書】

（３）【株主資本等変動計算書】

３【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所　プライム市場						
月別	2026年５月	2026年６月	2026年７月	2026年８月	2026年９月	2026年10月	2026年11月
最高株価	4,372円	4,470円	5,104円	5,169円	5,054円	5,666円	4,930円
最低株価	3,960円	3,657円	3,912円	4,551円	4,426円	4,734円	4,317円

（注）　2026年11月については、同年11月12日までの株価です。

４【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

（１）【発行者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第187期（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　2025年６月19日　関東財務局長に提出
事業年度　第188期（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　2026年６月18日　関東財務局長に提出

②【半期報告書】

事業年度　第189期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）　2026年10月29日　関東財務局長に提出

③【訂正報告書】

該当事項はありません。

（２）【上記書類を縦覧に供している場所】

日本電気株式会社
（東京都港区芝五丁目７番１号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

５【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。